

補助金事業等収益明細書

(自) 令和2年4月1日 (至) 令和3年3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 ぶらうらんど

交付団体及び交付の目的	区分	交付金額	補助金事業に係る利用者からの収益	交付金額等合計	うち国庫補助金等特別積立金積立額	交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳	
						ぶらうらんど	
高知県国保連合会 新型コロナウイルス支援事業	障害事業	1,160,000		1,160,000		1,160,000	
		0		0			
		0		0			
		0		0			
区分小計		1,160,000	0	1,160,000	0	1,160,000	0
区分小計		0		0		0	0
		0		0			
		0		0			
		0		0			
区分小計		0	0	0	0	0	0
合計		1,160,000	0	1,160,000	0	1,160,000	0

(単位：円)

(注) 1. 「区分」欄には、介護保険事業の補助金事業収益の場合は「介護事業」、老人福祉事業の補助金事業収益の場合は「老人事業」、児童福祉事業の補助金事業収益の場合は「児童事業」、保育事業の補助金事業収益の場合は「保育事業」、障害福祉サービス等事業の補助金事業収益の場合は「障害事業」、生活保護事業の補助金事業収益の場合は「生活保護事業」、医療事業の補助金事業収益の場合は「医療事業」、〇〇事業の補助金事業収益の場合は「〇〇事業」、借入金利息補助金収益の場合は「利息」、施設整備等補助金収益の場合は「施設」、設備資金借入金元金償還補助金収益の場合は「償還」と補助金の種類がわかるように記入すること。

なお、運用上の留意事項(課長通知)別添3「勘定科目説明」において「利用者からの収益も含む」と記載されている場合のみ、「補助金事業に係る利用者からの収益」欄を記入するものとする。
 2. 「交付金額等合計」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。
 また、「交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳」の「区分小計」欄は、拠点区分事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。